

令和元年 No.10

○東京学芸大学基金管理運営規程の一部を改正する規程

改正理由

国立大学法人法第34条の3における業務上の余裕金の運用を実施するため、及び国立大学法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税の非課税承認を受けるため、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和元年10月 2 日 基金会議 審議・承認

令和元年10月 2 日 役員会 審議・承認

東京学芸大学基金管理運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和元年10月 3 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

令和元年規程第 9 号

東京学芸大学基金管理運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学基金管理運営規程（平成24年規程第 8 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学基金管理運営規程の一部改正について

改正理由：国立大学法人法第 34 条の 3 における業務上の余裕金の運用を実施するため、及び国立大学法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税の非課税承認を受けるため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （目的） 第 3 条 基金は、本学の財政基盤を長期的に支え、もって本学における学生支援、教育研究活動、社会連携活動等の整備充実等に資することを目的とする。 <u>（基金の構成）</u> 第 4 条 基金は、寄附者が基金に組み入れることを指定した寄附資産及びその他の寄附資産のうち基金へ組み入れたもの並びにこれらの運用による果実（以下「寄附資産等」という。）をもって構成する。 <u>2 前項の「寄附資産」とは、寄附により受け入れた不動産及び動産（現金及び有価証券を含む。）をいう（以下同じ）。</u> （事業） 第 5 条 基金は、次の各号に掲げる事業の支援を行うものとする。 （1）学生に対する支援事業 （2）国際交流の支援事業 （3）学芸むさしの奨学金事業 （4）教育研究活動等への助成事業 （5）キャンパス環境の整備・充実事業 （6）その他教育研究上必要な事業 <u>2 基金は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 22 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる業務以外の業務に係る事業の用に供することができない。</u> （基金の運営）	〔省略〕 （目的） 第 3 条 基金は、本学の財政基盤を長期的に支え、もって本学における学生支援、教育研究活動、社会連携活動等の整備充実等に資することを目的とする。 （事業） 第 4 条 基金は、次の各号に掲げる事業の支援を行うものとする。 （1）学生に対する支援事業 （2）国際交流の支援事業 （3）学芸むさしの奨学金事業 （4）教育研究活動等への助成事業 （5）キャンパス環境の整備・充実事業 （6）その他教育研究上必要な事業 （基金の運営）

第6条 基金の運営は、基金あての寄附資産等をもって充てる。

(修学支援事業の基金)

第7条 第5条第1項第1号から第3号までに掲げる学生に対する修学支援に係る事業の支援に充てられる寄附資産等は、修学支援事業の基金とし、他の号に掲げる事業の支援に充てられる寄附資産等とは独立して管理するものとする。

(修学支援事業の基金の使途)

第8条 修学支援事業の基金は、経済的理由により修学が困難な学生に対する次の各号に掲げる使途に充当するものをもって構成する。ただし、東京学芸大学への入学に関して寄附されるものを除く。

- (1) 授業料、入学料及び学寮に入寮した場合の寄宿料の全部又は一部の免除その他学生の経済的負担の軽減を図るもの
- (2) 教育研究上の必要があると認めた学生による海外への留学に係る費用を負担するもの
- (3) 学資を貸与又は給付するもの

(修学支援事業の基金の使途の変更の禁止)

第9条 修学支援事業の基金に対して拠出された寄附資産等の使途は、変更してはならない。

2 修学支援事業の基金から貸与事業の実施に充当するために支出された金銭であつて、当該貸与の結果として、被貸与者より金銭が本学に対して償還された場合にあつては、当該償還された金銭は、再び修学支援事業の基金に帰属するものとしなければならない。

(現物資産活用の基金)

第10条 第5条に掲げる事業の支援を、現物資産による寄附を受け入れて当該資産を有効活用して行うものは、現物資産活用の基金とする。

2 現物資産活用の基金は、他の寄附資産等とは独立して管理するものとする。

3 現物資産活用の基金に組み入れた資産の運用による果実（当該果実をもって取得した資産を含む。）は、当該基金に組み入れるものとする。

4 学長は、現物資産活用の基金の運用状況等を記載した基金明細書を作成し、監事の

第5条 基金が行う事業の支援は、基金あての寄附金等をもって充てる。

2 前条第1号から第3号までに掲げる学生に対する修学支援に係る事業の支援に充てられる寄附金等は、修学支援事業の基金とし、他の号に掲げる事業の支援に充てられる寄附金等とは独立して管理するものとする。

(修学支援事業の基金の使途)

第6条 修学支援事業の基金は、経済的理由により修学が困難な学生に対する次の各号に掲げる使途に充当するものをもって構成する。ただし、東京学芸大学への入学に関して寄附されるものを除く。

- (1) 授業料、入学料及び学寮に入寮した場合の寄宿料の全部又は一部の免除その他学生の経済的負担の軽減を図るもの
- (2) 教育研究上の必要があると認めた学生による海外への留学に係る費用を負担するもの
- (3) 学資を貸与又は給付するもの

(使途の変更の禁止)

第7条 修学支援事業の基金に対して拠出された寄附の使途は、変更してはならない。

2 修学支援事業の基金から貸与事業の実施に充当するために支出された金銭であつて、当該貸与の結果として、被貸与者より金銭が本学に対して償還された場合にあつては、当該償還された金銭は、再び修学支援事業の基金に帰属するものとしなければならない。

<u>監査を受けた後で毎事業年度終了後３月以内に文部科学大臣に提出するとともに、その写しを、当該基金明細書を作成した日の属する年度の翌年度の開始の日から５年間保存するものとする。</u> (東京学芸大学基金会議) <u>第１１条</u> 基金の管理運営に関する次の事項を審議するため、国立大学法人東京学芸大学基金会議（以下「基金会議」という。）を置く。 (１) 基金の運営に関する事項 <u>(２) 現物資産活用の基金への受入れ及びその運用に関する事項</u> <u>(３) 現物資産活用の基金に受け入れた寄附資産の運用によって生じた果実の使途等の管理及び運用に関する事項</u> <u>(４) 委員の選任に関する事項</u> <u>(５) 事業計画及び資金に関する事項</u> <u>(６) 規程の改正に関する事項</u> <u>(７) その他基金に関し必要な事項</u> ２ 基金会議の委員は、次の者で構成する。 (１) 学長 (２) 理事 (３) 副学長 (４) 事務局長 (５) 総務部長 (６) 財務・研究推進部長 (７) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 ３ 基金会議に、必要に応じて基金獲得推進チームを置くことができる。基金獲得推進チームに関する事項は、別に定める。 (委員長及び副委員長) <u>第１２条</u> 〔省略〕 (委員長及び副委員長の任務) <u>第１３条</u> 〔省略〕	(東京学芸大学基金会議) <u>第８条</u> 基金の管理運営に関する次の事項を審議するため、国立大学法人東京学芸大学基金会議（以下「基金会議」という。）を置く。 (１) 基金の運営に関する事項 <u>(２) 委員の選任に関する事項</u> <u>(３) 事業計画及び資金に関する事項</u> <u>(４) 規程の改正に関する事項</u> <u>(５) その他基金に関し必要な事項</u> ２ 基金会議の委員は、次の者で構成する。 (１) 学長 (２) 理事 (３) 副学長 (４) 事務局長 (５) 総務部長 (６) 財務・研究推進部長 (７) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 ３ 基金会議に、必要に応じて基金獲得推進チームを置くことができる。基金獲得推進チームに関する事項は、別に定める。 (委員長及び副委員長) <u>第９条</u> 〔省略〕 (委員長及び副委員長の任務) <u>第１０条</u> 〔省略〕
---	--

(会議) <u>第14条</u> 〔省略〕 (資金管理) <u>第15条</u> 〔省略〕 (顕彰) <u>第16条</u> 〔省略〕 (庶務) <u>第17条</u> 〔省略〕 (規程の改廃) <u>第18条</u> この規程の改廃は、基金会議及び役員会の議を経て学長が定める。 (補則) <u>第19条</u> 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和元年10月3日から施行する。</u>	(会議) <u>第11条</u> 〔省略〕 (資金管理) <u>第12条</u> 〔省略〕 (顕彰) <u>第13条</u> 〔省略〕 (庶務) <u>第14条</u> 〔省略〕 (規程の改廃) <u>第15条</u> この規程の改廃は、基金会議及び役員会の議を経て学長が定める。 (補則) <u>第16条</u> 〔省略〕 〔省略〕
---	--